

西桂町分別収集計画  
(第9期計画)

令和元年5月策定  
西桂町産業振興課環境係

# 西桂町分別収集計画

## 目 次

1. 計画策定の意義	3
2. 基本的方向	3
3. 計画期間	3
4. 対象品目	4
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第 8 条第 2 項第 1 号)	4
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項 (法第 8 条第 2 項第 2 号)	4
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第 8 条第 2 項第 3 号)	5
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第 8 条第 2 項第 4 号)	6
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	7
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第 8 条第 2 項第 5 号)	7
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第 8 条第 2 項第 6 号)	8
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第 8 条第 2 項第 7 号)	8



# 西桂町分別収集計画

令和元年5月17日

## 1. 計画策定の意義

豊富な水と緑に恵まれた当町は、町長期総合計画の理念として「人が輝く、地域が輝くまち にしかつら」を掲げ、いきいきとした町づくりの推進を図っております。また、まちづくりの将来像として、「地域資源を大切にしながら、町民一人ひとりの個性が輝き、笑顔あふれるまちづくりを進め、一人ひとりの力がまちづくりの原動力となり、輝く地域を創造し、未来に発展するまち」を目指しております。その取り組みの一つが、「環境保全・循環型社会の構築」であり、環境保全への取り組みの強化、リサイクルの推進、ごみの排出抑制の推進を主要施策としております。

これらを目指すには、積極的にゴミの流れをコントロールする機能を確立する必要があります。そのためには、生活環境の保全を最大の目標にしつつ省資源・省エネルギーの廃棄物循環型社会の具体化に向け、常に町民の協調意識の高揚を図りながら、ごみの再資源化・再利用に取り組み、ごみの減量化の体系を確立しなければなりません。当町においては、富士吉田市・忍野村また平成14年12月から河口湖町（現在の富士河口湖町）が加わり、1市2町1村の共同による中間処理施設を利用し最終処分については、ごみ処理施設の熔融炉から発生するスラグや固形物等の最終生成物の資源化委託を行い、リサイクルしています。よって最終処分場への搬出は行っていません。

本計画は、この様な状況の中、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、分別によるごみ減量を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものであります。

本計画の推進により、循環型社会の形成を図るものであります。

## 2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 容器包装廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・ 全ての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減

## 3. 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし3年ごとに改定する。

#### 4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

#### 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物	325 t	320 t	316 t	311 t	307 t

#### 6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、町民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

分別収集の実施に当たり、アンケート調査を行う等により町民、事業者のごみ処理に対する意識を把握する。

また、町民によるリサイクル活動を推進する。

##### ・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取組みやごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、町民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の厳しい状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

##### ・過剰包装の抑制

簡易包装協力店指定制度や優良店表彰制度等を導入するなど、スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

##### ・販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の小売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底等の啓発、指導を行い、スーパーマーケット等の小売店での小売包装の抑制を行う。

##### ・リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、町民の協力度、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の容器 ┌ 無色のガラス製容器 ├ 茶色のガラス製容器 └ その他の色のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ (以下「白色トレイ」と表記)
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込み

(法第8条第2項第4号)

単位:t

	令和2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
主としてスチール製の容器	8.2		8.6		9.1		9.5		10.0	
主としてアルミ製の容器	7.5		7.8		8.2		8.7		9.1	
無色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	7.2		7.6		8.0		8.3		8.8	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0.0	7.2	0.0	7.6	0.0	8.0	0.0	8.3	0.0	8.8
茶色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	23.5		24.7		25.9		27.2		28.6	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0.0	23.5	0.0	24.7	0.0	25.9	0.0	27.2	0.0	28.6
その他のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	5.4		5.7		6.0		6.3		6.6	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0.0	5.4	0.0	5.7	0.0	6.0	0.0	6.3	0.0	6.6
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	0.1		0.1		0.1		0.2		0.2	
主として段ボール製の容器	0.1		0.1		0.1		0.2		0.2	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	0.3		0.3		0.3		0.3		0.3	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0.0	0.3	0.0	0.3	0.0	0.3	0.0	0.3	0.0	0.3
主としてポリエチレンテレフタレート製(PET)の容器であって飲料またはしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	1.9		2.0		2.1		2.2		2.4	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0.0	1.9	0.0	2.0	0.0	2.1	0.0	2.2	0.0	2.4
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	0.1		0.1		0.1		0.2		0.2	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.2	0.0	0.2
うち白色トレイ	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	0.1		0.1		0.1		0.2		0.2	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.2	0.0	0.2

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定

## 方法

＝ 容器包装廃棄物の排出量の見込み×人口変動比率×分別排出率

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
4,246人 (対前年度比) 98.65%	4,189人 (対前年度比) 98.65%	4,132人 (対前年度比) 98.65%	4,076人 (対前年度比) 98.65%	4,021人 (対前年度比) 98.65%

### 10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。  
なお、現在は全て委託業者による収集運搬となっている。

#### 分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶類	委託業者による運搬	委託業者
	アルミ製容器		委託業者による運搬	委託業者
ガラス	無色のガラス製容器	びん類	委託業者による運搬	委託業者
	茶色のガラス製容器		委託業者による運搬	委託業者
	その他の色のガラス製容器		委託業者による運搬	委託業者
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	委託業者による運搬	委託業者
	段ボール	段ボール	委託業者による運搬	委託業者
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装	委託業者による運搬	委託業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による運搬	委託業者
	(白色発泡スチロール製食品トレイ)	委託業者による運搬	5地区の区により分別整理し委託業者による運搬	委託業者
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	委託業者による運搬	委託業者

### 11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)



当面は、缶・ガラスびんについては、現在当町の委託業者で圧縮・保管及び段ボール製容器包装、その他の紙製容器包装及びプラスチック製容器包装の保管についても委託することを検討する。

## 12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

- ・ 町民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくために、町民や事業者、行政からなる廃棄物減量等推進審議会を設置し、推進体制を整備する。また、自主的な地域リサイクル活動を推進していくため、廃棄物減量等推進員制度を導入し、各町内会に1人ずつ配置する。

《特記事項》

### 1. 第8条の排出量について

スチール缶・アルミ缶・ガラスびん・段ボール・新聞・雑誌等については、従来からの回収実績に基づいて回収見込みを定めている。